

農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村（ただし、政令指定都市を除く。）に対し補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(経費及び補助率)

第2条 第1条に規定する経費及び補助率は、別表のとおりとする。

なお、別表の経費欄に掲げる1と2に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領に規定する事業実施主体（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 農地法等、関係法令を遵守しない者

(申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める期日までに、農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付申請書

(別記様式第 1 号) 正副 2 部を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第 4 条 規則第 5 条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合については、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (3) その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第 5 条 前条第 1 号に規定する承認を受けようとするときは、農業雇用労働力対策就業環境整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 2 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 6 条 規則第 10 条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末現在の状況を農業雇用労働力対策就業環境整備事業遂行状況報告書（別記様式第 3 号）により、正副 2 部を当該年度の 1 月末日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実績報告書（別記様式第 4 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

- 2 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をしたときは、前項の事業実績報告書を提出するに当たって、第 3 条第 2 項ただし書きに該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第 1 項の事業実績報

告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定により概算払いによる補助金の交付の請求をしようとするときは、農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第10条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格が10万円以上のものとする。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の規定により知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（事業実施主体が法人の場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人）とする。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 （第 2 条、第 4 条関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更
			事業の内容の変更
就業環境施設整備事業	事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合に事業実施主体が事業に要する経費（ただし、千葉市を除く。） 1. 就業環境改善施設整備費 新たに高齢者等を雇用することを前提に就業環境の改善を目的とする次の施設を整備する際に要する経費 ア 休憩施設 イ 更衣室 ウ トイレ エ シャワー施設 オ バリアフリー施設 2. 居住施設整備費 新たに高齢者等を雇用することを前提に事業実施主体が被雇用者の必要とする居住施設を整備する際に要する経費	1 / 3 以内 （ただし、事業実施主体が法人でない個人農業経営体の場合は 1 / 4 以内。また補助金額について、経費 1 は 50 万円、経費 2 は 300 万円を上限とする。）	(1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業実施主体の変更 (3) 施設の設置場所の変更 (4) 事業実施主体に係る事業費の 30 パーセントを超える増減

別記様式第1号（第3条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年度において、下記のとおり農業雇用労働力対策就業環境整備事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（１）事業実施主体

ア 名 称

イ 所 在 地

ウ 代表者名

（２）事業内容

就業環境施設整備事業

事業実施 主体 名	導入施設の内容					設置 場所
	施設 区分	規格・構 造・能力等	事業量	単価	事業費	
				円	円	
	小計					
	消費税					
	計					

注１：施設区分は、別表の経費の欄のうち経費１については就業環境改善施設名を、経費２については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載する。

注２：別表の経費の欄のうち１及び２を合わせて実施する場合は、１及び２ごとに事業費等を記載するとともに、その合計を記載する。

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業 に要する (した) 経費 (A) + (B)	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
就業環境施設 整備事業	円	円	円	円	円	
計						

注 1：別表の経費の欄のうち 1 及び 2 を合わせて実施する場合は、区分欄に経費 1 については就業環境改善施設名を、経費 2 については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載するとともに、1 及び 2 ごとの事業費等及びその合計を記載する。

注 2：備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県費 市町村費	円	円			
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
就業環境施設 整備事業	円	円			
計					

注：別表の経費の欄のうち１及び２を合わせて実施する場合は、区分欄に経費１については就業環境改善施設名を、経費２については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載するとともに、１及び２ごとに予算額（精算額）等及びその合計を記載する。

6 市町村の予算措置状況

7 事業実施主体の収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県費	円	円			資金名
市町村費					
自己資金					
借入金					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
就業環境施設 整備事業	円	円			
計					

注：別表の経費の欄のうち１及び２を合わせて実施する場合は、区分欄に経費１については就業環境改善施設名を、経費２については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載するとともに、１及び２ごとに予算額（精算額）等及びその合計を記載する。

8 添付資料

- （１）市町村の補助金交付に関する規程又は要綱（補助金交付申請時）
- （２）実施設計書（実績報告時は出来高設計書）、見積書、カタログ等
- （３）誓約書、役員等名簿（計画協議時に添付）

別記様式第2号（第5条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業雇用労働力対策就業環境整備事業について、下記のとおり変更（中止・廃
止）したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

注：別記様式第1号に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段、変更後を
その下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

別記様式第3号（第6条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった農業雇用労働力対策就業環境整備事業の 年 月 日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業 実施 主体 名	事業計画						遂行状況 (月 日までに 完了した分)			事業 開始 年月 日	事業 完了 予定 年月 日	備考
	施設 区分	事業 量	事業 費 A	事業費内訳			事業 量	事業 費 B	進 捗 率 B/A			
				県 費	市 町 村 費	そ の 他						
			円	円	円	円		円	%			

注1：施設区分は、別表の経費の欄のうち経費1については就業環境改善施設名を、経費2については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載する。

注2：別表の経費の欄のうち1及び2を合わせて実施する場合は、1及び2ごとに事業費等を記載するとともに、その合計を記載する。

別記様式第4号（第7条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業雇用労働力対策就業環境整備事業について、下記のとおり実施したので、
千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

（以下、別記様式第1号に準ずる。）

注：別記様式第1号に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段、変更後を
その下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

別記様式第5号（第7条関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金について、農業雇用労働力対策就
業環境整備事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- 1 年 月 日付け 達第 号の による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第8条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 達第 号の で額の確定のあった農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

（振込先）

口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇〇

別記様式第7号（第9条関係）

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第1
6条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金

円

（振込先）

口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇〇〇

別記 参考様式

年度

農業雇用労働力対策就業環境整備事業

実施（出来高）設計書

市町村名 _____

事業実施主体名 _____

所在地 _____

設計等	区 分	職 名	氏 名
	測量者		
	仕様（基本設計）作成者		
	事業実施主体代表者		
審査	機 関 名	職 名	氏 名

注：以下、第１及び第２の記載に当たり、別表の経費の欄のうち１及び２を合わせて実施する場合は、１及び２ごとに記載する。

第１ 事業計画（実績）の概要

１ 施設区分別事業量、事業費及び施工場所

施設区分	事業量	事業費	施工場所
計			

注：施設区分は、別表の経費の欄のうち経費１については就業環境改善施設名を、経費２については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載する。

２ 事業費の負担方法

県 費	〇〇〇	円	(%)
市町村費	〇〇〇	円	(%)
事業実施主体負担金	〇〇〇	円	(%)
うち〇〇資金	〇〇〇	円	
〇〇〇〇	〇〇〇	円	(%)

3 施工方法及び施工期間

施設区分	施工方法	契約区分	施 工 期 間	
			着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日

注：施設区分は、別表の経費の欄のうち経費 1 については就業環境改善施設名を、経費 2 については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載する。

第 2 施設区分別事業費内訳

施設区分	規格・構造 又は能力等	規模・ 数量等	金 額（円）	摘 要
計				

注：施設区分は、別表の経費の欄のうち経費 1 については就業環境改善施設名を、経費 2 については「居住施設」及び新設または改修のいずれかを記載する。

添付資料

- ア 位置図（A 4 程度）
- イ 設計図面又はカタログ
- ウ 施設の管理運営規程
- エ 契約書（工事又は売買）の写し（出来高設計書のみ）
- オ 支出証拠書類（出来高設計書のみ）
- カ 関係法令に関する書類（完了検査済証等）